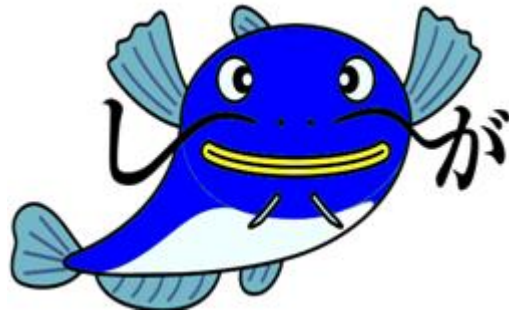


公益社団法人 滋賀県臨床検査技師会

(会 議 室 使 用 規 程)



平成 24 月 4 月 1 日制定
平成 24 年 12 月 16 日改正

会 議 室 使 用 規 程

平成 24 年 4 月 1 日制定
平成 24 年 12 月 16 日改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人滋賀県臨床検査技師会会議室（以下、会議室という）の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の範囲)

第2条 会議室は、公益社団法人滋賀県臨床検査技師会の主催する会合、並びにその関係する会合に使用するほか、各部会および部門の主催する会合に使用することができる。

(管理者の任命)

第3条 会長は、会議室の運営のため管理者を任命する。

(使用の手続)

第4条 第2条の規程によって使用しようとするときは、その部会または部門長は、使用日時、会合の名称、内容、人員等を使用申込書に記載し、事務局に申請する。

第5条 前条の使用申込書は、使用期日の1週間前までに提出しなければならない。ただし、特別の理由により、会長の許可を受けた場合は、この限りでない。

2. 使用後は会議室使用記録を事務局に提出する。

(使用時間及び区分)

第6条 使用時間は原則として午前9時より午後10時までとする。

(使用上の注意)

第7条 会議室の利用者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火災防止には特に留意すること。
- (2) 会議室の使用にあたっては建物、設備、備品、使用器具等の紛失、破損、汚損のないように注意すること。
- (3) 使用時間を遵守し使用後は設備、備品、使用器具等を整理整頓、清掃し、次の使用者が使用できる状態にしておくこと。
- (4) また、水道、電気等の閉栓および戸締りを確認の上、鍵を返却すること。
- (5) 発生したゴミはすべて持ち帰り、会議室には残さないこと。
- (6) 会議室内は禁煙とする。
- (7) 近隣に迷惑をかけること。

(賠償の責任)

第8条 使用中に建物又は附属物等をき損又は滅失したときは、原則として使用の許可を受けた者が、これを原状に回復しなければならない。

附 則

1. この規程は平成24年4月1日施行する。
2. この規程は理事会の承認を受け平成24年12月16日改正する。